

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鎌ヶ谷市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鎌ヶ谷市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	国民健康保険に関する事務								
②事務の概要	国民健康保険法に基づく国民健康保険に関する事務 1 被保険者の加入期間の管理、納付状況に応じ、被保険者証、短期保険証、資格証明書の交付 2 医療機関で受診した記録の管理、高額療養費の算定・支給、受診が不当であった場合の保険者負担分の返納請求 3 被保険者の加入期間、所得の把握、保険料の算定、納入通知書の印刷、口座情報に基づく金融機関への保険料の徴収の依頼、公的年金受給者の特別徴収情報に基づく公的年金からの特別徴収 4 保険料の収納業務、滞納整理、還付業務 5 都道府県単位での資格継続業務 6 高額該当回数を引き継ぎ業務 7 保険給付費等の支給業務 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づくオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。) 1 被保険者資格履歴情報の提供業務 2 機関別符号の取得業務、紐付け情報の提供業務								
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等								
2. 特定個人情報ファイル名									
1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル									
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条								
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携									
①実施の有無	[実施する] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: right;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1) 実施する</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2) 実施しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3) 未定</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 実施する		2) 実施しない		3) 未定	
<選択肢>									
1) 実施する									
2) 実施しない									
3) 未定									
②法令上の根拠	(提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則 第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二27、42、43、44、45、121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第26条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則 第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項								
5. 評価実施機関における担当部署									
①部署	鎌ヶ谷市市民生活部保険年金課								
②所属長の役職名	保険年金課長								
6. 他の評価実施機関									
総務省									
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求									
請求先	鎌ヶ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号 047-445-1141								
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ									
連絡先	鎌ヶ谷市市民生活部保険年金課 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号 047-445-1141								

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		5 都道府県単位での資格継続業務 6 高額該当回数の引き継ぎ業務を追記	事前	平成30年度制度改正に伴い、平成29年度以降、市町村と国保連合会との間で運用テストが開始され、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要となるため追記。
平成28年12月16日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		国保総合システム、国保情報集約システムを追記	事前	平成30年度制度改正に伴い、平成29年度以降、市町村と国保連合会との間で運用テストが開始され、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要となるため追記。
平成28年12月16日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 吉野光雄	保険年金課長 佐山 佳明	事後	
平成28年12月16日	II 1. 対象人数	平成26年6月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成28年12月16日	II 2. 取扱者数	平成26年6月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成31年4月26日	I 関連情報-5.評価実施機関-②所属長の役職名	保険年金課長 佐山 佳明	保険年金課長	事後	
令和2年5月29日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づくオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。) 1 被保険者資格履歴情報の提供業務 2 機関別符号の取得業務、紐付け情報の提供業務を追記	事前	令和3年3月から開始されるオンライン資格確認等システムの稼働に伴い、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要となるため。
令和2年5月29日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		医療保険者向け中間サーバー等を追記	事前	令和3年3月から開始されるオンライン資格確認等システムの稼働に伴い、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要となるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項を追記	事前	令和3年3月から開始されるオンライン資格確認等システムの稼働に伴い、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要となるため。
令和2年5月29日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (提供の根拠)		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則 第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項を追記	事前	令和3年3月から開始されるオンライン資格確認等システムの稼働に伴い、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要となるため。
令和2年5月29日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (照会の根拠)		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則 第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項を追記	事前	令和3年3月から開始されるオンライン資格確認等システムの稼働に伴い、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要となるため。
平成28年12月16日	II 1. 対象人数	平成28年12月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
平成28年12月16日	II 2. 取扱者数	平成28年12月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年11月1日	I—4—②	(提供の根拠)、(照会の根拠)第19条第7号	第19条第8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	II—1、II—2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月27日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	4 保険料の収納業務、滞納整理業務	4 保険料の収納業務、滞納整理、還付業務	事前	公金受取口座制度事務の追加に伴う修正
令和5年2月27日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		7 保険給付費等の支給業務を追記	事前	公金受取口座制度事務の追加に伴う修正
令和5年2月27日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条を追記	事前	公金受取口座制度事務の追加に伴う修正
令和5年2月27日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (照会の根拠)		(照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二に121の項を追記	事前	公金受取口座制度事務の追加に伴う修正
令和5年2月27日	II 1. 対象人数	令和3年11月1日時点	令和5年2月1日時点	事前	時点修正
令和5年2月27日	II 2. 取扱者数	令和3年11月1日時点	令和5年2月1日時点	事前	時点修正